



記者発表資料 2枚

令和6年9月20日
都市計画課

盛土規制法に基づく規制区域の指定（53市町村）

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

県では、令和6年3月から順次、盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項に基づく規制区域の指定を行ってきました。

この度、指定済みの白河市、西郷村、矢祭町に続き、「残る53市町村」の規制区域を指定しますのでお知らせします。

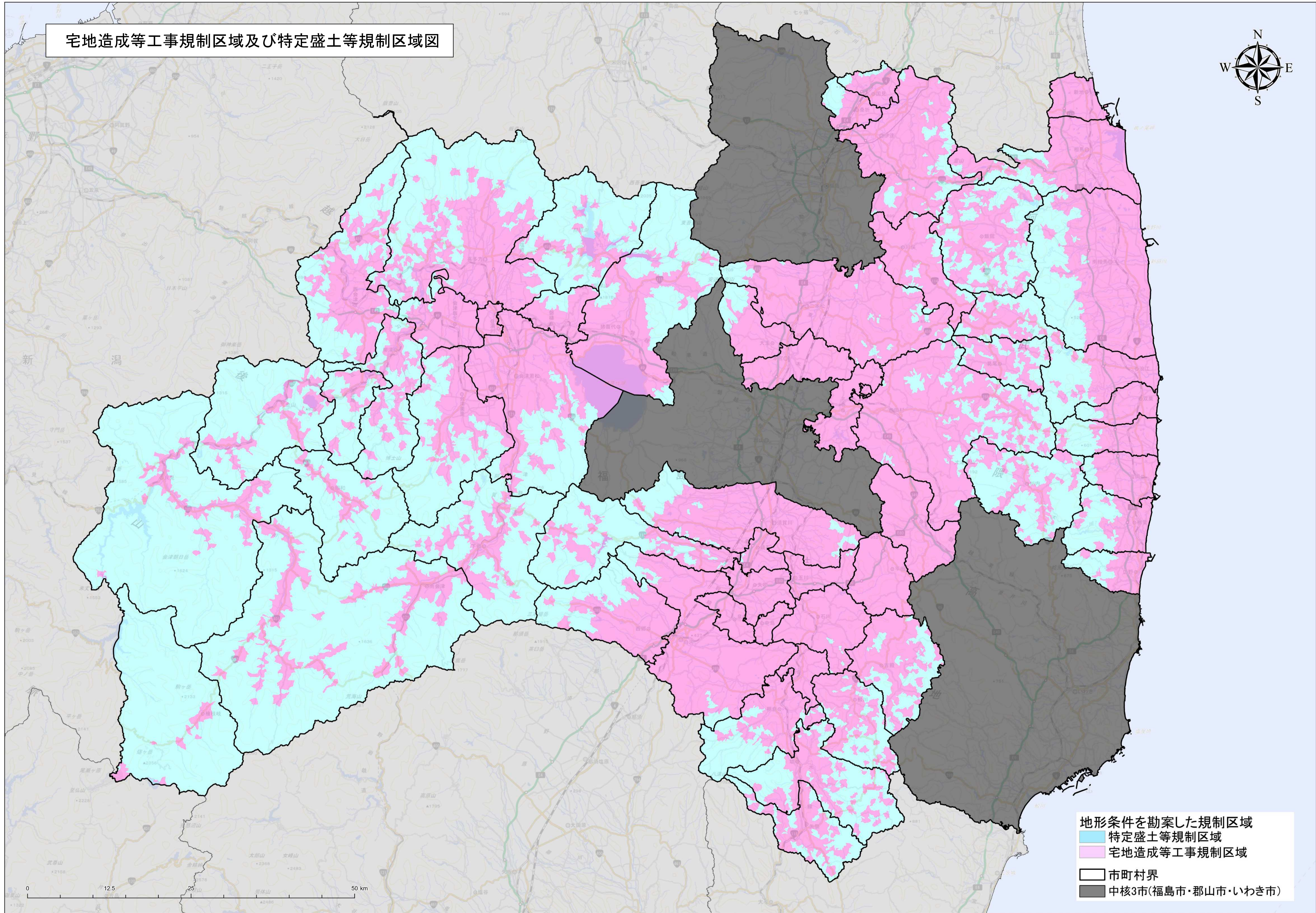
- 1 指定日 令和6年9月24日（火）
- 2 指定の方法 福島県報での告示（盛土規制法第10条第4項及び第26条第4項に基づく規制区域の公示）

【問い合わせ先】

都市計画課 副課長 櫻澤 一朝

電話 024-521-7866（内線 3651） FAX 024-521-7956

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図



- 地形条件を勘案した規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 宅地造成等工事規制区域
- 市町村界
- 中核3市(福島市・郡山市・いわき市)